

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 10 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 1 号

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則の一部
を改正する規則

寒川町長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任する規則(平成 27 年寒川町規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1 条の 4 に規定する総合教育会議に関する事務」を「次に掲げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1 条の 4 に規定する総合教育会議に関すること。
- (2) 寒川文書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 寒川町立文化福社会館の管理及び運営に関すること。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。